

佐渡オリジナル SDGs アイコンの使用に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、「佐渡オリジナル SDGs アイコン」（以下、「アイコン」という。）の使用及び管理に関し、必要な事項を定める。

（図柄及び仕様）

第2条 この規程においてアイコンの図柄及び仕様は、別添「佐渡オリジナル SDGs アイコンデザインマニュアル」に基づくものとする。

（アイコンに関する権利）

第3条 アイコンに関する一切の権利は、佐渡市（以下、「市」という。）に帰属する。

（使用の範囲）

第4条 アイコンを使用できる範囲は、次の各号に定めるものとする。

- （1）佐渡市
- （2）「佐渡 SDGs パートナー」として登録している企業・団体等
- （3）佐渡市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、専門学校
- （4）報道機関
- （5）その他（使用申請により承認を受けた者等）

（使用申請）

第5条 アイコンを使用しようとする者（以下、「使用申請者」という。）は、あらかじめ「佐渡オリジナル SDGs アイコン使用申請書」（様式第1号）を佐渡市長（以下、「市長」という。）に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りではない。

- （1）市が使用する場合
- （2）「佐渡 SDGs パートナー」として登録している企業・団体等及び佐渡市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、専門学校が、SDGs を推進する活動のPR等を目的として、アイコンのデザインをアレンジすることなく使用する場合
- （3）報道機関が報道又は広報の目的で使用する場合
- （4）その他市長が特に申請を要しないと認めた場合

（使用承認）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合を除き、「佐渡オリジナル SDGs アイコン使用承認通知書」（様式第2号）により、アイコンの使用を承認するものとする。この場合において、市長は使用申請者に対して必要な条件を付することができる。

- （1）市又は「佐渡 SDGs パートナー」の品位を傷つけるおそれがある場合
- （2）SDGs の正しい理解を妨げるおそれがある場合
- （3）「佐渡オリジナル SDGs アイコンの使用に関する規程」に従って使用しないおそれがある場合
- （4）自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがある場合
- （5）法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- （6）宗教的行事・活動及び政治的活動等に使用し、又は使用するおそれがある場合
- （7）使用申請者又はその役員等（相当の責任の地位にあるものを含む。）が、佐渡市暴力団排除条例（平成条例第33号）に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであると認められる場合
- （8）その他市長が使用について不適当と認めた場合

（使用料）

第7条 アイコンの使用料は無料とする。

（遵守事項）

第8条 アイコンの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）市長が認めた用途のみ使用し、承認条件に従うこと
- （2）第2条に規定する仕様に従うこと
- （3）使用に関する権利を他人に譲渡し、又は転貸しないこと
- （4）アイコンについて、意匠法に基づく意匠登録、商標法に基づく商標登録及び知的財産に関する一切の権利の設定又は登録をしないこと

（改善の指示等）

第9条 市長は、使用者が前条の遵守事項を遵守していないと認めた場合には、使用者に改善を指示することができる。

2 市長は、使用者が前項の改善指示に従わない場合、アイコンの使用中止を指

示することができる。

- 3 前項において、使用中止の指示を受けた使用者及びその関係者に損害が生じた場合であっても、市はその賠償の責を負わない。

（使用者の責任）

第10条 使用者がアイコンの使用により市に損害を与えた場合、市長はその賠償を請求することができる。

- 2 アイコンの使用に起因する事故、苦情又は第三者との紛争が生じた場合、使用者はその旨を速やかに市に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとし、市は損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。

（調査等）

第11条 市長は、使用者に対し、アイコンの使用状況について調査を行い、又は使用状況を証する書類の提出を求めることができる。

（使用実績の報告）

第12条 市長は、使用者に対し、アイコンの使用に関する事項について、資料の提出又は報告を求めることができる。

（補則）

第13条 この規程に定めるもののほか、アイコンの使用及び管理に関して必要な事項は、市長が別途定める。

附則

この規定は、令和6年7月24日から施行する。